



7月1日から レジ袋が有料になります

一部スーパーなどでは、すでに取り組みが始まっていますが、7月1日からは全国でプラスチック製買い物袋（レジ袋）が有料になります。プラスチックは、ペットボトルやおもちゃなど、日常生活のあらゆるところで利用されている便利な素材ですが、その一方で廃棄物や海洋ごみ、地球温暖化への影響などが課題となっています。有料化をきっかけに、普段何気なくもらっているレジ袋や、使い捨てのプラスチック製品が本当に必要かどうかを考え、どうすれば環境にやさしい生活ができるかを見直してみませんか。

問い合わせ先 生活環境課 ☎25-2698

●対象となるレジ袋と価格

購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買い物袋が対象です。

価格は各事業者が決めるため、店によって異なります。

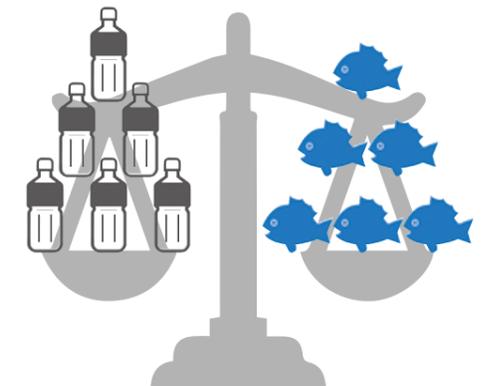
※スーパーやコンビニの袋のほか、百貨店で衣料品などを購入したときにもらう袋も対象です。

※プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上の買い物袋など、環境性能が認められるものは対象外です。

●なぜプラスチックを削減するの？

1 2050年には、ごみの量が魚の量を上回ると予測

世界全体で、毎年約800万トンものプラスチックごみが海洋へ流出していると推計されています。このままでは、2050年には海洋中の魚よりプラスチックごみの重量が上回ると予測されています。世界では、すでに60カ国以上がレジ袋の有料化や禁止令などの規制を行っています。



2 海の生き物たちを苦しめるプラスチックごみ

海亀の鼻にストローが突き刺さった、海岸に打ち上げられたクジラの胃から大量のビニール袋が出てきたなどの被害が、世界や日本でも確認されています。

魚類や海鳥、アザラシなどの海洋哺乳動物、海亀など約700種の生物が、海に漂流しているビニール袋などのプラスチックを食べる、プラスチック製の袋や網が体に絡むなどして、傷ついたり死んでしまったりしています。



写真提供：香川県環境管理課

3 ポイ捨てや風で飛んだごみは海、そして人体へ

街中に捨てられたり、屋外で使われている屋根やシートなどが劣化して飛散したりすることで、プラスチックは浮遊して海へと流れ、波の力や紫外線で細かく砕かれます。5ミリメートル以下になったものを「マイクロプラスチック」と呼び、これが近年、魚や海鳥の体内から発見されています。海の小さな生物がプラスチックを取り込み、それが食物連鎖で魚などへ、そして私たち人間の体内にも蓄積されているのではないかと問題になっています。

プラスチックごみを減らすために 私たちができること

- ・マイバッグやマイボトルを持ち歩く
- ・詰め替えボトルなど、繰り返し使えるものを選ぶ
- ・食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす
- ・スーパーなどで食品を小分けにするポリ袋の使用を減らす
- ・屋外で出たごみは、家に持ち帰って処分する
- ・河川敷や海岸の清掃活動に参加する
- ・ごみは、所定の場所・時間に分別して出す
- ・屋根や外壁などが、強風で飛散しないよう補強しておく

プラスチック・スマートキャンペーン

個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取り組みを行い、「プラスチックとの賢い付き合い方」を考えていこうという環境省の取り組みです。



マイナンバーカードが 休日に受け取れます



市役所本庁1階の市民課窓口を、マイナンバー関係業務に限り、開庁します。

●開庁日時
7月12日(日)午前8時30分～午後5時15分

●取り扱い業務

- ・マイナンバーカードの交付および再交付申請
- ・マイナンバーカードの電子証明書更新
- ・窓口でのマイナンバーカード申請
(本人が来庁した場合のみ、写真撮影から申請までをお手伝いします)
- ・マイナンバーカード申請補助
- ・その他マイナンバーに関する事務、相談など

●持参するもの

- ・本人確認書類(運転免許証など写真付き証明書1点、または健康保険証など2点)
- ・マイナンバー通知カード(お持ちの人のみ)
- ・マイナンバーカード再交付手数料 1,000円

●注意

- ・各種証明書の発行や転入・転出等の住民異動届の受け付けはできません。
- ・出生等の戸籍届書は休日窓口で受け付けします。
- ・市民課のみ開庁します。他課や各支所は開庁しません。
- ・マイナンバー関係業務のうち、一部取り扱いできない業務もあります。取り扱い業務の詳細内容については、お問い合わせください。

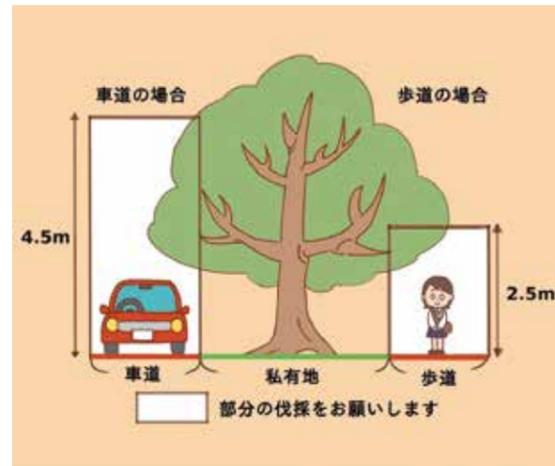
問い合わせ先 市民課 ☎23-3924

道路上に張り出した樹木の伐採 をお願いします

道路を安全に利用していただくために、道路や歩道上に張り出している樹木や枯れ木、折れ木、竹木等の繁茂など、通行への障害がある場合は樹木の^{せんてい}剪定・伐採をお願いします。

●注意

- ・道路に張り出している樹木が原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。
- ・緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがあります。



問い合わせ先
建設課 管理係 ☎23-3935

ごみは分別して出しましょう

ごみは資源ごみとして再利用することで、処理費を削減することができます。また、資源を有効活用することで、環境保全にもつながります。分別しているごみの中に、他のごみが混ざっていると、リサイクルできません。分別収集にご協力をお願いします。

問い合わせ先 生活環境課 ☎25-2698

燃えるごみの日にせるもの



新聞、雑誌・ざつ紙
十字に縛るか、紙袋に入れる



シュレッダー紙
他のごみは入れず、口をしっかり縛る



リサイクルできない衣類
汚れたものやカビが生えたものなど

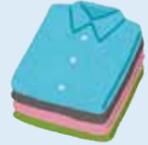


せんてい 剪定枝
60cm以内に切り、ひもで縛る
※一度に大量には出せません

燃えないごみの日にせるもの



廃プラスチック類
容器は水で軽く洗う



リサイクルできる衣類
洗濯してもう一度着ることができる状態のもの



瓶・ペットボトルのふた



段ボール
十字に縛る



飲食用以外や汚れた缶・瓶



缶
中をゆすぐ



瓶・ペットボトル
ふたを取り、中をゆすぐ

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

～犯罪や非行を防止し、

立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行をした人たちが社会復帰するためには、地域社会で孤立することがないよう、立ち直りを支えていくことが大切です。家庭や学校、職場など、地域の全ての人々がそれぞれの立場に関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない地域をつくるために、自分には何ができるのかを、この機会に考えてみませんか。

問い合わせ先 社会福祉課 福祉総務係
☎23-3930



更生保護相談

日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く)
午前9時～午後4時

場所 観音寺地区更生保護サポートセンター(大野原支所2階)

問い合わせ先 同センター☎54-5773

取り扱いに注意!



スプレー缶

- ①中身を使い切る
- ②適切な器具で穴を開ける



ライター

- ①中身を使い切る
- ②着火操作を行い、火が付かないことを確認する



マッチ・花火など
火薬を含んでいるもの
使用の有無にかかわらず、
水に浸してから出す



包丁

刃の部分新聞や布などで覆い、袋に入れ「包丁」と書く



先の尖ったもの

折って短くし、新聞やその他のごみなどで包み、ごみ袋の中心付近に入れる

ごみ集積所に出せる ごみの大きさ



60cm以内
(60cmを超えると粗大ごみ)

※目安

本市指定の45ℓごみ袋の
横幅が約65cmです

入院・通院時の窓口負担

一定の要件に該当し、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う一部負担金や食事代が自己負担限度額までになります。認定証は、健康増進課または各支所で事前に申請してください。

国民健康保険

70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。70歳未満の人は、所得区分に関わらず申請が必要です。70歳以上の人は、所得区分によって認定証の要否が変わるため、窓口で確認してください。

認定証の有効期限は7月31日までです。令和元年度に交付を受けていた人で、今年度も必要な場合は、7月下旬以降に再度申請してください。

●申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・個人番号（マイナンバー）が分かるもの

●注意

- ・世帯内に異動があると、適用区分が変わる場合があります。必ず届け出をしてください。
- ・保険料（税）を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。
- ・住民税非課税世帯（70歳以上の人は区分Ⅱ）で、新たに91日以上入院した人は、入院日数を確認できる書類（領収書など）を持参し、申請してください。

問い合わせ先 健康増進課 国保医療係 ☎23-3927

後期高齢者医療

令和元年度に認定証の交付を受けていた人は申請不要です。令和2年度も対象者の要件を満たす人には、新たな認定証を7月下旬に送付します。

●申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・個人番号（マイナンバー）が分かるもの
- ・本人または世帯員が令和2年1月1日に市内に在住していない場合は、その人の令和2年度の非課税証明書（住民税・所得課税証明書）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の通知書を発送します

令和2年度の通知書を7月に送付します。通知書が届いたら内容を確認し、期限までに納付をお願いします。

問い合わせ先 課税内容や納付方法 税務課 ☎23-3922
 保険証や加入手続きなど 健康増進課 ☎23-3927

納付方法

●普通徴収

納付書または口座振替による納付です。

●特別徴収

年6回、偶数月に支給される年金から天引きします。

納付方法の変更

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収から口座振替に変更することができます。金融機関に口座振替依頼書を提出し、税務課または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

普通徴収の納期限

期	納期限
第1期 全期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月25日(金)
第7期	2月1日(月)
第8期	3月1日(月)

災害で大きな損害を受けたなど、特別な事情で納付が困難な場合は、申請すると徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳しくは相談してください。

後期高齢者医療

75歳以上の全ての人は、後期高齢者医療制度の被保険者です。また、65歳以上で一定の障害がある場合は、申請すると後期高齢者医療制度に加入することができます。

8月から使用する新しい被保険者証（有効期間1年）は、被保険者1人に1枚ずつ「特定記録郵便」で7月12日以降に送付します。7月22日を過ぎても被保険者証が届かない場合は、健康増進課に連絡してください。



介護保険

40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。65歳以上の人の保険料は、介護サービス費用の約2割を賄っています。ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるように、加入者みんなで支え合う医療保険制度です。世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保の加入者がいれば、納税通知書が世帯主宛てに送付されます。

●会社の倒産や解雇、雇い止めなどによる軽減

健康増進課または各支所で申請すると、前年の給与所得をその3割とみなして税額を算定するので、国保税が軽減されます。対象者や軽減期間など、詳しくは問い合わせてください。

●社会保険などに加入したとき

就職などで社会保険などに加入したときは、必ず健康増進課または各支所まで届け出をお願いします。手続きをしないと国保税の課税が継続します。手続きには社会保険などの保険証が必要です。

全世帯にお配りします



市の窓口業務や手続き、施設情報などをまとめた冊子「くらしのガイドブック」の新版を発行します。7月末から順次、全世帯に配布しますので、活用してください。

問い合わせ先

秘書課 広聴広報係 ☎23-3915

重度心身障害者等・ひとり親家庭等医療費助成制度

8月は受給資格者証の更新月です。引き続き受給資格がある人には、新しい受給資格者証を7月下旬に送付します。受け取った受給資格者証の記載内容に相違がある場合は、下記へ連絡してください。

助成を受けるには所得制限があります。令和元年中の所得を申告していない人は、税務課で申告してください。

●注意

転出や死亡などで資格を喪失した人は、本市の受給資格者証が使えなくなります。速やかに受給資格者証を返してください。

問い合わせ先

健康増進課 国保医療係 ☎23-3927